

(平成24年9月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から7年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から7年2月まで

私が学生だった平成3年4月から9年3月までの期間は、母親が国民年金の免除申請を行ってくれていた。最後の約2年間はその免除の記録があるが、それより前の申立期間については免除となっておらず保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A年金事務所の担当者の証言及び前後の被保険者の資格記録等から平成7年度の前半に払い出され、この時点において申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認できることから、申立期間当時は未加入期間であり、免除申請を行うことはできなかったものと考えられる上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人の免除記録は平成7年3月からとなっているが、通常、申請免除は、年度末の3月までが区切りであるため、申立期間から免除が続いていたとすると同年4月から免除となるため、申立期間を含めて免除申請が継続されていたと考えるのは不自然である上、申立期間中の4回にわたる申請免除の手続全てにおいて、行政側の事務処理誤りがあったとは考え難い。

さらに、申立人は、「母が全て行ってくれていたので、自分で免除申請書を書いた記憶も無く、学生証の写しを母に渡した記憶も無い。年金手帳がいつ交付されたのかも分からない。」と申述しているほか、その申立人の母親は、「申立人が学生であった6年間は毎年、私が区役所で免除申請を行っていた。」と主張しているものの、免除申請に対する承認及び却下等の通知

類を受け取った記憶は無いとしている。

加えて、申立期間の保険料が免除されたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から59年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から59年7月まで
昭和58年7月に会社を退職したので、国民年金及び国民健康保険に加入したと思う。申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、オンライン記録によると、基礎年金番号導入後の平成16年8月に、昭和53年8月に取得した厚生年金保険の手帳記号番号を基礎年金番号として、国民年金被保険者資格を新規取得していることが確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間となり、制度上、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人は、保険料の納付方法及び納付金額等の記憶が明確ではない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月 4 日から 51 年 9 月頃まで
A社に昭和 51 年 9 月頃まで勤務したが、50 年 8 月 4 日以降の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断すると、退職時期の特定はできないものの、申立人は、A社における被保険者資格を喪失した日（昭和 50 年 8 月 4 日）以後も同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は昭和 59 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主からも証言を得ることができないことから、申立期間における厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は、「仕事内容はBを訪問販売することであった。」と供述しているところ、当時のA社C支店長は、「人事、経理、社会保険は本社で一括して行っていた。営業社員は歩合給であり、原則として厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と回答している。

さらに、申立人と同時期にA社C支店に在職した複数の従業員が、自身の記憶する退職時期は厚生年金保険被保険者資格喪失日よりも後である旨回答していることから、同社同支店では、従業員の在職期間の全てにおいて被保険者とする取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、申立人のA社における雇用保険の離職日は、昭和 50 年 8 月 3 日になっており、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 5 月 1 日から平成元年 4 月 1 日まで
② 平成 2 年 4 月 1 日から 5 年 3 月 1 日まで

A社に勤務した昭和 54 年 5 月 1 日から平成元年 4 月 1 日までの期間及びB社（現在は、C社）に勤務した2年4月1日から5年3月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は既に解散しており、同社の解散時の事業主は、「当時の資料が残っていないため、申立人の勤務等について確認することができないが、厚生年金保険に加入させていた社員は全て事務職である。申立人が担当していたというD作業は外注業者に依頼していた。」と回答している。

また、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所になったのは申立期間中の昭和 63 年 6 月 1 日であり、申立期間の大半において適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、事業所の新規適用日から申立期間の被保険者資格喪失日（平成元年 4 月 1 日）までの間において健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、C社総務人事課では、「合併前の人事記録が残っているが、当該記録からは申立人を雇用していた事実は確認できない。」

と回答している。

また、申立人は、「自分は親方として職人を使い、E作業をしていた。給料は職人の分も含めて会社から支給されていた。」と申述しており、申立期間当時、B社F部に勤務していた従業員も、「申立人を記憶しているが、正社員ではなく、工事協力会の一員として勤務していた。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。